

防
災

旭小学校周辺地区

◆令和元年 11 月号◆

街づくり通信

【発行】世田谷区 世田谷総合支所 街づくり課



災害に強い街づくり・家づくりを支援しています

30 年以内にマグニチュード7クラスの地震が首都地域の直下で起きる確率は 70%と言われおり、内閣府・東京都の被害想定によると、首都地域にて起きる木造密集市街地を中心とする住宅の被害規模は阪神淡路大震災の8倍に及ぶと予想されています。世田谷区では災害に強い街づくり・家づくりを推進しています。安心・安全な住まいへの建替えに世田谷区の支援をご活用ください。

建替え個別相談会 及び ミニ講座の開催のお知らせ

開催日：11月30日（土）

場 所：野沢地区会館 1 階 大会議室（野沢 1-8-14）

○ミニ講座 13：30～14：15

講師：木村 美千代（一級建築士）

内容：狭小住宅・二世帯住宅の建替え事例など



＜過年度のミニ講座の様子＞

○専門家による建替え個別相談会

14：15～16：00 ※お一人様45分程度

【相談員】建築士・弁護士・税理士

お住いの心配事やこれからの計画などご相談ください。

専門家が対応させていただきます。

先着順
ご予約はお早めに



＜過年度の相談会の様子＞

相
談
例

- ・狭小敷地での建築プランのご検討 など――→
- ・相続や借地のこと など――→
- ・建替えに関わる税金の手続きについて など――→

建築士

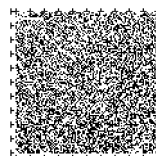
弁護士

税理士

■ご予約・お問い合わせ先：世田谷区 世田谷総合支所 街づくり課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27

電話：03-5432-2871（直通） FAX：03-5432-3055



火災に強い建物って何だろう？

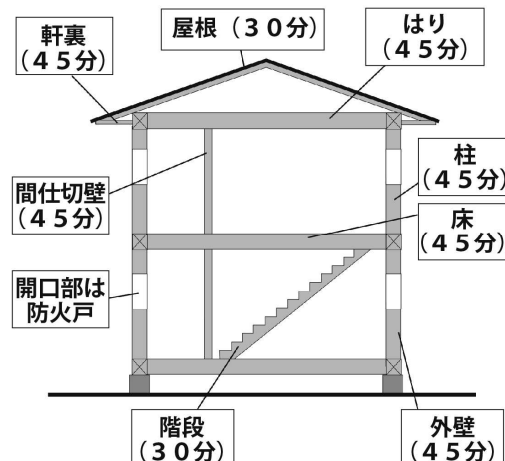


■火災に耐えられるべき時間
(木造の準耐火建築物の例)

外壁や屋根といった建物の各部位が一定の時間火災に耐えられる要件を満たした構造の建物を「耐火建築物」「準耐火建築物」と言います。

各部位ごとに通常の火災に耐えられるべき時間が定められており、例えば、準耐火建築物の構造では、屋根・階段は30分、柱・床・はり・外壁等は45分となっています。（右図参照）

各部位が火災に強くなることで、隣家からのもらい火や、隣家への火移りを抑止します。

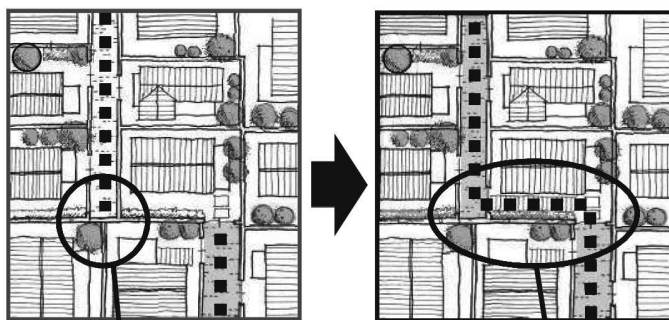
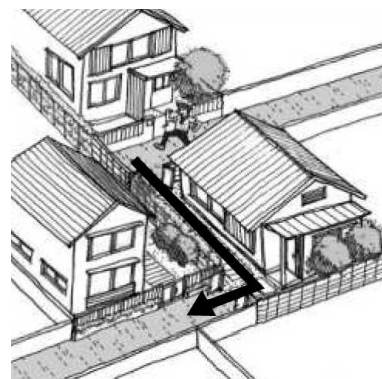


逃げ道の確保も大切です！

行き止まり路では、災害時に逃げ道を失う可能性があり非常に危険です。区では解消方法として、2つの方法を進めています。

- ① 用地の買収にご協力いただき避難路として整備する
- ② **助成金を使い民有敷地内に門扉などを整備する**

②の助成制度では、ご自宅の敷地の一部を避難路として使用させていただくもので、それに伴う門扉や整地等が助成対象となります。避難路とするにあたり近隣の皆様との協定を結び使用する事となります。



行き止まり

通り抜け

お問い合わせ 世田谷総合支所 街づくり課 ☎03-5432-2871

- ・門扉、蹴破り戸の設置費
- ・避難路を確保するための簡易な整地、植栽の伐根、伐採費など

助成限度額 30万円

建物・避難路以外の支援及び助成制度のご紹介

上記の避難路以外の安全な住まいづくりの応援メニューとして、下記のような支援があります。各助成の要件等の詳細はそれぞれの担当課までお問い合わせください。



狭い道路を広く

○狭あい道路拡幅整備の支援

お問合せ 建築安全課 建築線・狭あい道路整備担当 ☎03-5432-2469

豪雨対策として

○雨水浸透施設・雨水タンク設置助成

お問合せ 土木計画課 河川・雨水対策担当 ☎03-5432-2365

みどりも増やそう

○生け垣・花壇・シンボルツリー、屋上・壁面緑化の助成

お問合せ みどり政策課 ☎03-5432-2282